

議案第76号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年6月3日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の3条を加える。

（指定管理者）

第2条の2 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に港湾施設の管理を行わせることができる。

- (1) 港湾施設の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、港湾施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った港湾施設の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第2条の3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、港湾施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第2条の4 指定管理者は、次条各項の許可に関する業務その他港湾施設の管理のために必要な業務を行わなければならない。

第3条第1項中「市長」の次に「(指定管理者が管理を行う港湾施設にあつては、指定管理者。第2項及び第3項、第5条第2項、第6条から第8条まで、第12条並びに第16条において同じ。)」を加える。

第10条中「市」を「市及び指定管理者」に改める。

第16条中「復し、」の次に「市長の」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に3条を加える改正規定(第2条の2(指定管理者に港湾施設の管理を行わせることに係る部分を除く。))に係る部分に限る。)及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った利用許可その他の行為で、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において改正後の条例(以下「新条例」という。)の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが新条例第2条の2第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)となるものは、施行日以後においては、指定管理者の行った利用許可その他の行為とみなす。

(事業計画書等の提出の特例)

3 新条例第2条の2第2項の規定にかかわらず、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後最初に行われる同条第1項の指定に係る事業計画書その他市長が必要と認める書類は、市長が指名したものに限り提出できるものとする。

参考資料

制 定 要 旨

港湾施設の管理を指定管理者に行わせることができることとするため、この条例を制定するものである。